

第1609回島根県教育委員会会議録

日時	令和3年8月23日
自	13時30分
至	16時10分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

第10号 島根県指定文化財の指定について (文化財課)

—————以上原案のとおり議決

(協議事項)

第4号 令和3年度教育委員会の点検・評価報告書について (総務課)

—————以上資料により協議

(報告事項)

第21号 令和3年7月及び8月の大雨、台風に係る被害状況と対応について
(総務課)

第22号 令和3年度補正予算 (令和3年7月27日専決処分) の概要について
(総務課)

第23号 島根県総合教育審議会委員の改選について (総務課)

第24号 新型コロナウイルス感染症への対応について (総務課)

第25号 公立学校施設の耐震化の状況について (教育施設課)

第26号 令和4年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第1次試験の結果
について (学校企画課)

第27号 令和4年度県立学校校長職及び教頭職に係る採用・昇任候補者選考試
験の実施について (学校企画課)

第28号 令和3年度松江市内全日制公立高校入学生の進路選択に係る意識調査
結果概要について (学校企画課)

第29号 文化財 (登録有形文化財) の登録について (文化財課)

—————以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第11号 令和4年度島根県教育職員 (実習助手・寄宿舍指導員) 採用候
補者選考試験の実施について (学校企画課)

—————以上原案のとおり議決

(協議事項)

第5号 令和4年度県立高等学校の入学定員について (学校企画課)

第6号 隠岐島前高等学校における学科転換について (学校企画課)

—————以上資料により協議

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】
野津教育長 真田委員 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員

2 欠席者
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
佐藤教育次長	公開議題
木原参事（教育指導課長取扱）	公開議題
福間参事	公開議題
佐藤教育センター所長	公開議題
小畑総務課長	全議題
森山教育施設課長	公開議題
大野学校企画課長	全議題
中西県立学校改革推進室長	公開議題、協議第5号・第6号
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題
舟木保健体育課長	公開議題
野々内社会教育課長	公開議題
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題
清山世界遺産室長	公開議題
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
小松原総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	9 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	2 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	池田委員	

議決第 10 号 島根県指定文化財の指定について（文化財課）

○中島文化財課長 資料 1 の 1 ページを御覧いただきたい。2 内容であるが、唐川神楽を県指定無形民俗文化財に指定することについては、7 月 7 日に開催された前回の教育委員会会議で、島根県文化財保護審議会に諮問することについて議決をいただいたところである。これを受けて、3 のとおり、8 月 5 日に開催された文化財保護審議会での審議の結果、県指定文化財に指定する価値があるものと認めると答申をいただいた。ついで、島根県文化財保護条例に基づき、唐川神楽を県の無形民俗文化財に指定することについて、お諮りをさせていただく。なお、資料 1 の 2 ページには答申文書の写し、1 の 3 ページに諮問内容の概要、また、1 の 4 から 1 の 8 ページまでは、審議会です使った説明資料を付けているが、唐川神楽の内容や指定の理由については、前回の会議で御説明しているので、このたびの説明は省略させていただく。

○朋澤委員 感想だが、1 の 6 ページの 8 指定の理由の④のところ、舞手の方々に若い方々や小さい方々も加わっていることがとても魅力的であると思っており、島根県の人口減少のことを考えても、このような地域の文化財が島根県に残っていくということはすごく嬉しいことであると思っております。

○中島文化財課長 先ほど御意見をいただいた、この保存団体が若い世代も一緒に神楽を継承していることについて、会長から聞き取ったところでは、30 名程度の構成員のうち 10 代が 10 名程度おられる。また、10 代の構成員の中には、小学生の女子も参加しているということであった。地域においては、そういう若い世代を含め、集落全体で継承を進めているので、我々もその活動を支援したいと思っている。

———原案のとおり議決

協議第 4 号 令和 3 年度教育委員会の点検・評価報告書について（総務課）

○小畑総務課長 資料の 2 ページを御覧いただきたい。1 点目だが、この点検・評価報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この後は「地方教育行政法」と略称を使うが、その第 26 条に基づき、教育委員会の事務の執行状況について点検・評価し、県議会に対して提出するものである。

また、この点検・評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の

活用を図ることとされており、例年、県総合教育審議会において意見をいただいている。本日の議題中、第23号の報告事項で御報告する委員の皆様は、書面にて審議会を開催いただき、意見をいただいている。本日は、その意見を付した別添の報告書（案）について、御協議いただきたいと考えている。

2点目は報告書の編集上のポイントである。まず、1つ目のポイントとして、教育委員会委員の活動状況と教育委員会の特徴的な動きを記載した。2つ目のポイントとしては、昨年3月に策定した「しまね教育魅力化ビジョン」の27の施策それぞれに関連する事業ごとに、現時点での取組の成果、方向性を記載した。

3点目は目次であるが、本日は、時間の都合もあるので、特に教育委員会の特徴的な動きについて、端的に説明をさせていただく。

4点目は今後のスケジュールであるが、本日のこの会議を協議の場とさせていただき、次回の教育委員会会議において議決いただきたいと考えている。それを経て、9月中、資料では予定日を記載しているが、県議会へ提出したいと考えている。

協議第4号の別冊資料をお願いする。4ページに教育委員会会議の開催状況を記載している。昨年度は計14回開催しており、議決46件、承認8件、協議11件、報告99件、合計164件の審議を行った。

5ページには、教育委員の皆様はの視察の状況、その他の活動状況を記載している。

6ページ以降が、教育委員会の特徴的な動きになる。丸数字①から⑯まで16項目について概要を説明する。

6ページの①「しまね教育魅力化ビジョン」の進捗管理である。地方教育行政法第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検・評価の対象を、令和2年3月に策定した「しまね教育魅力化ビジョン」の27の施策とすることによって、ビジョンの進捗管理を行うものである。引き続きビジョンの進捗管理を行いながら、基本理念である「ふるさと島根を学びの原点に、未来にはばたく 心豊かな人づくり」を目指し、学校・家庭・地域・行政などが相互に連携しながら教育施策に取り組んでいく。

7ページの②「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」の策定である。このビジョンは、国や本県の特別支援教育をめぐる情勢や状況に対応し、特別支援教育の教育環境を充実させていくための基本的な考え方や取組の方向性を示すもので、令和3年2月に策定した。令和元年5月から令和2年3月まで、特別支援教育在り方検討委員会における7回の審議（書面会議を含む）を経て、いただいた提言を踏まえ策定した。本ビジョンに基づき、

「地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に発揮し、力強く、自分らしく生きる」ことを目指し、特別支援教育がよりよいものとなるよう教育施策に取り組んでいく。

8 ページの③「しまね学力育成推進プラン」の策定である。このプランは「しまね教育魅力化ビジョン」に掲げる学力を育む観点の達成に向け、義務教育段階から高等学校等までの系統性・連続性を持った施策の展開を目的に、令和3年3月に策定した。策定にあたっては、令和2年度に数回にわたり策定委員会等（書面会議、ワーキングチーム会議を含む）で検討を重ね、また、市町村教育委員会にも意見を聴取した。本プランに基づき、市町村教育委員会と協働し、小・中・高の系統性・連続性を図りながら、基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせ、人生や社会で生かすことのできる確かな学力と学び続ける意欲を育む教育を推進していく。

9 ページの④「島根県幼児教育振興プログラム」の策定である。このプログラムは、本県の幼児教育の質の向上に向けた基本的な考え方を示し、県全体で幼児教育に取り組む機運の醸成を図ること等を目的として、令和2年7月に策定した。幼児教育関係者や市町村担当者を対象とした研修会や個別訪問等において活用し、幼児教育の質の向上に向け、取り組んでいく。

11 ページの⑤「島根県文化財保存活用大綱」の策定である。この大綱は、文化財保護法第183条の2の規定に基づく、「文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱」に位置付けられるものであり、今後の島根県内の有形・無形の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示し、島根の文化財を次世代へ継承していくことを目的に、令和3年3月に策定した。令和元年10月から、島根県文化財保存活用大綱策定委員会等で審議を重ね、策定した。本大綱に基づき、島根の文化財の保存・活用の様々な取組を進めていく。

12 ページの⑥新型コロナウイルス感染症への対応である。学校における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを極力低減し、子どもたちの健やかな学びを保障するため、市町村教育委員会や学校、家庭と連携をとりながら、「県立学校運営ガイドライン」等に基づいた各種取組を実施している。令和2年度における臨時休業等への対応や、危機管理体制について記載している。引き続き市町村教育委員会や学校、家庭と連携を取りながら適切に対応していく。

13 ページの⑦産業教育設備整備事業である。専門高校等において、地域や社会の発展を担う人材を育成するため、専門的な知識・技能が習得できる実習設備を整備するとともに、デジタル化時代に対応できる人材を育成するための実習設備の導入・更新を行うこと

で、産業の各分野において即戦力となる人材を育成するための職業教育の充実を図った。また、コロナ対策として、密対策のための設備の増設等や乗船実習の代替となる設備の整備を行った。

14 ページの⑧小・中学校少人数学級編制事業である。生活指導と学習指導の両面において児童生徒一人一人に対するきめ細やかな指導を行い、特色ある教育の充実を図るため、独自の少人数学級編制を実施している。令和元年度に示した見直し方針は、本県の厳しい財政状況の中で、「島根創生計画」に基づく子ども・子育て支援施策の充実などの人口減少対策を実施するための財源の一部を捻出するため、全国で最も手厚い水準で実施していた学級編制を、引き続き全国的には高い水準を維持したまま一部を見直すものであったが、令和2年度末に示された国制度改正により、小学校の学級編制基準は学年進行で35人までに引き下げられたため、県の方針もこれを踏まえて変更している。引き続き学校現場の複雑化・困難化する様々な課題に対して、少人数学級編制と課題解決のための教員加配をセットにして行うことにより、実情に応じたきめ細かい教育を推進していく。

15 ページの⑨地域人材を活用した指導力等向上事業である。教員が子どもに向き合える時間を確保し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育む体制を強化するため、教員の業務支援を行うスクール・サポート・スタッフ（小・中学校）や県立高校業務アシスタント、また、専門的な技術、指導力を備えた部活動指導員や地域指導者など、地域の幅広い人材を活用し教育活動を行った。特に昨年度は、コロナ対策に係る業務の増加に対応するため、スクール・サポート・スタッフや県立高校業務アシスタントを追加配置したほか、学校再開後の授業で内容の定着が不十分な児童生徒に対してきめ細やかにフォローができる学習支援員の配置を行った。

17 ページの⑩未来の創り手育成事業である。子どもたちに「生きる力」を育むため、学校図書館やICT機器を活用しながら他者と協働して、自分の考えを深める協調学習を推進することで、授業の質の向上を目指すことを目的に、各種事業に取り組んだ。特に昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業等の家庭学習をはじめ、児童生徒が在宅で過ごす時間に活用するため、県立学校の図書館の蔵書の充実を図ったほか、臨時休業に備え、学習の遅れが生じないように、外部回線の強化とクラウド構築及びICT機器未所有者への貸出用端末・Wi-Fi環境整備等、遠隔授業のための環境整備を行った。

19 ページの⑪教育魅力化人づくり推進事業である。地域と県立高校が一体となった取

組、ふるさと教育やキャリア教育といった市町村の取組を支援し、県立学校及び小中学校における魅力的な教育環境づくりに取り組んだ。高校と地域が一体となって子どもたちを育てる環境を整えるため、高校を基軸とし、地域住民や大学など多様な主体が参画する「高校魅力化コンソーシアム」構築の促進に取り組んだ結果、15のコンソーシアムが設立されたところである。これは、令和2年度末では23という数字になっている。

また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、魅力化コーディネーター等の資質向上を目的とした研修会や魅力化に関する各種会議等については、できるだけオンライン環境を活用した開催に努め、コロナ禍においても円滑に事業が進むよう取り組んだ。

21 ページの⑫帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業である。帰国・外国人児童生徒等の公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導、生徒指導等を含めた総合的・多面的な指導、保護者を含めた支援体制の整備を図ることを目的に各種事業に取り組んだ。特に昨年度は、外国人など日本語指導が必要な生徒の県立高等学校での受入体制、指導体制の充実を図るための検討を行い、今年度から宍道高校において、学校設定科目「日本語理解」の開講、教員の加配や日本語指導員の配置など体制整備を行い、日本語指導が必要な生徒の受入を開始した。

22 ページの⑬悩みの相談事業である。全国的に生徒指導上の課題が深刻化している中、いじめや不登校などの未然防止、早期発見、早期対応のため、スクールカウンセラー等を配置することなどにより、児童生徒等の心のケアに努めている。特に昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業に伴う不安など、児童生徒等の心のケアに適切に対応するため、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員及び教育相談員による相談体制を拡充したほか、SNSによる悩みの相談の期間延長や電話相談窓口等の周知を強化するとともに、教育センターによる相談体制を拡充した。

23 ページの⑭インクルーシブ教育システム構築事業である。全ての学びの場で特別支援教育を充実させることで、障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、地域を支える人材を育成することを目的に各種事業に取り組んだ。特に昨年度は、令和3年度の盲学校幼稚部開設に向け、視覚障がい児への早期支援に関する指導体制や指導内容等の検討を行ったほか、高等学校における通級指導体制の充実を図った。

24 ページの⑮ふるさと人づくり推進事業である。次代を生きる子どもたちの育成にあわせて、地域づくりを担う人づくり、人の還流づくりのモデルを創出し、波及させるとと

もに、人づくりの基盤となる市町村の社会教育機能の強化を図るための事業に取り組んだ。ふるさと活動モデルづくり事業では、4市町の活動に支援をしたほか、地域活動に取り組む子どもたちや大学生、関係団体等の交流会を開催し、26団体の参加があり、活動を紹介し合うことによって、お互いに刺激を受けたり、つながりを広げたりするきっかけとなった。

25ページの⑩社会教育士（主事）の確保・養成事業である。学校と地域との協働による人づくりや多様な主体の参画による地域を担う人づくりを推進していくため、高等教育機関等と連携し、社会教育士等の養成と資質向上に取り組んだ。島根大学が文部科学省から受託して開講する社会教育主事講習に、県内から22名が受講し、社会教育士の養成・確保につながった。

以上が教育委員会の特徴的な動きになる。26ページから67ページは、点検・評価として、しまね教育魅力化ビジョンの27の施策と関連する行政評価の主な事務事業について、取組の成果、課題、方向性を記載している。のちほど御覧いただきたい。なお、報告書全体について、先ほども触れたとおり、本日の報告事項第23号で後ほど御説明する県総合教育審議会の委員の皆様から御意見をいただいている。その内容については、68ページを御覧いただきたい。主なものとして、（2）の②「教育におけるICTの推進」では、休校時などに子どもたちと学校がつながるためのツールとして活用してほしいという御意見、また、69ページから70ページになるが、（2）の⑦「インクルーシブ教育システムの推進」では、学習障がいを持つ子どもたちへの支援に関する御意見、（2）の⑩「地域協働体制の構築」あるいは⑪「ふるさと教育や地域課題解決型学習の推進」では、教員の負担増軽減のため、オンラインの活用やコーディネーターなど人的配置が急がれるといった御意見、充実感に満ちた学校時代を過ごすことができたと思える教育施策の推進に関する御意見などをいただいた。いただいた意見については、今後の施策の参考とさせていただきたいと考えている。

○池田委員 32ページの健康教育推進事業の中で、がん教育というのを受託しているということだが、これはどの程度の学校で、どのようにされているのか教えていただきたい。

○舟木保健体育課長 国から事業の委託を受けて2カ年で行なうものである。高校と中学校をモデル校として指定し、初年度は益田高校で実施したが、今までは、がんになるとはどうか、がんとはどんなものか、といった中身であったが、がんの経験者にどう寄り添うか、自分がもしがんになった場合にどうするか、といった、人権の領域にも実際

入ってくるような内容の取組を行っているものである。

○池田委員 益田高校だけか。

○舟木保健体育課長 初年度は益田高校と中学校の2校、翌年も高校1校、中学校1校の指定を行っている。

○池田委員 2年度と3年度の2年間か。

○舟木保健体育課長 そうである。

○河上委員 17 ページの⑩の未来の創り手育成事業、基礎学力の育成というところだが、学校図書館やICT機器の活用ということで、こうした整備がされるのは非常にいいことである。コロナ対策の点で1点質問であるが、現在若い世代のコロナ感染者数が増加している。県内でも、今後大変心配されるところで、たとえば高校の臨時休業に備えて、実際、遠隔授業が本当に実施できるような状況が十分に進んでいるのか疑問である。各校すぐに遠隔授業を実施できる体制が本当に整えられているのかお伺いする。

○木原参事 コロナ対策に伴う臨時休業の際の教育体制の充実であるが、ハード的な部分ではインターネット回線の増強などを昨年度行った。それから、一人一人の端末の整備は来年4月の入学生以降になるが、個々の生徒たちがそれぞれ持っているスマートフォンや家庭のパソコンなどを活用して、遠隔の授業やホームルームをオンライン上で行うような体制は整備をしている。実際、台風や水害などの災害で休校になった際に、そういったシステムを活用して、生徒の状況の確認や課題の指示などを行なったという実績もこれまでもある。全ての学校がすぐにできるかどうか、それぞれの学校の今の体制を確認しているわけではないが、環境としては整えており、学校にも、いつどういう実態が起こっても、そういった遠隔の教育が行える準備をするようにという話はしているところである。

○河上委員 早急に各校で体制が整うことを願う。よろしく願います。

○真田委員 30 ページと31 ページ、読書活動の推進ということで、司書の配置等について、これから図書館というのは情報発信、収集、課題解決等、探究的学習も含めて大事になってくると思うが、学校司書の配置について、県立学校、市町村立学校の状況がわかれば教えていただきたい。

○木原参事 県の教育委員会では、人のいる図書館を実現するために、これまでも県立学校では全ての学校に司書配置しており、小・中学校でも学びのサポーターを配置する事業を今年からスタートして、各市町村にも協力いただきながら事業を進めている。配置の状況については、小・中学校であるが、学びのサポーターを配置していただいた学校は、

全図書館の82%に当たる学校であり、残りの18%が従来の学校司書の配置ということである。それ以外の残りについて、特殊性のある分校などで図書館司書が配置されていない学校、それから町の体制の中で学校の図書館司書を配置するということもあり、そういったところはこの数字から外れているが、大半のところでは学校司書、学びのサポーターによる配置を行っていただいている。県としても、さらに図書館活用教育が普及していくよう、市町村と連携していきたいと考えている。

○池田委員 2点ある。まず、高校魅力化のコンソーシアムについて、先日、県立高校のグランドデザインをいただいて目を通した。先ほどの報告の中でも、地域住民や大学等が参画して魅力化コンソーシアムが設立されているとあったが、隠岐の島町では、これはインクルーシブ教育にもつながることだが、隠岐養護学校が中心になって、隠岐の島町で共生社会を実現することができるだろうかというテーマで、他の施設や企業、町と連携して取り組んでいくというようなことを発信していこうとしている。各学校でということではなく、隠岐高校と隠岐水産高校と隠岐養護学校の地域の県立学校が一緒になってそういうことができれば力になるのではないかと思っている。そういう中身がまだグランドデザインに入ってなかったのが、今後とも指導をよろしくお願ひしたいと思う。

もう1点、新型コロナのことだが、68ページに、総合教育審議会の方の意見として、コロナ感染症拡大に伴って、これまで以上に学校と社会福祉や医療との連携が重要と書かれている。69ページには、コロナ禍によって死という言葉が軽く飛び交う社会の中で、とがあるが、先ほどのがん教育のところでもそうだが、命の大切さということにつながってくると思うので、軽く飛び交うのではなく、命の大切さということを子どもたちに伝えてほしいと思っている。新型コロナウイルス感染症について、これは令和3年度になってからの海士町の実態であるが、施設の職員がシングルマザーの方で、入院せざるを得ないことになり、中学生の子どもが1人家に残された。その際、当然町の教育委員会と学校と見相なりが連携を取らなければならないが、それがなされておらず、腹立たしいことがいっぱいあったと知人に聞いた。新型コロナウイルス感染症対策として、市町村教育委員会等と連携をとりながらということをやっているが、そのあたり、密にそういうことができていたのかどうかお聞かせいただきたい。

○木原参事 はじめに各県立高校のグランドデザインとコンソーシアムの関係についてである。今年度中に全ての県立高校でコンソーシアムを設立して、地域と連携した教育の実現に向け、各地域の実情に応じて、各学校と地域とが相談しながら取り組んでいただ

いている。隠岐地区においても、今の話のように、コンソーシアムを立ち上げて進めている。その中で、ランドデザインがどういう形でそこ関わっているのかということだが、すでにコンソーシアムが設置されたところは、その中でお話しいただき、各学校の持つ役割や市町村と連携して進める教育の実現に向けたはっきりとした道筋が今回のところで打ち出されている。まだこれからコンソーシアムとの関係を構築しながらという学校も中にはあるので、そういったところは、今年度策定したランドデザインを当然基本としながらも、更に細かい部分の作りをコンソーシアムと連携して考えながら、また今後ブラッシュアップして作っていくという形になっていくと思う。我々としても、各学校の考えているランドデザインはしっかり見させていただいて、我々の方から意見なり考えを伝える部分も当然出てくると思う。先ほどの御意見なども踏まえて対応したいと思う。

○妹尾特別支援教育課長 隠岐養護学校の例を御提示いただいたが、特別支援学校においても、今後の特別支援教育の推進について、地域との連携・協働というのは非常に大きな1つのポイントなっているところである。特別支援学校の方でも、来年度に向けて、各校でランドデザインの作成に取り組んでいるところである。それをもとにしたコンソーシアムの構築については、隠岐養護学校のように先進的に取り組んでいる学校もあれば、これから検討していくというところもあるのが実情であり、県教委としても、各学校と情報共有しながら、今後の特別支援学校とそれぞれの地域との連携・協働について考えていきたいと思っている。

○木原参事 コロナ対応の件である。県内でも各地域で今年度に入ってから、数校で感染の状況が確認されている。県立学校は我々も直接情報が入ってくるが、小・中学校の場合は、市町村の教育委員会が中心になって、市町村の方で基本対応されるということで、なかなか情報が入りにくいところもあったが、我々の方からも、入ってくる情報を基に、市町村と直接連絡を取らせていただいて、学校の対応の仕方や、保護者や家庭の方が感染などした際の子どもたちへの手当や対応など、そういったところを市町村と相談するという機会はあった。それぞれがまた対応を考えていただいているというところであり、個別には中には十分でないというケースもあったのかもしれないので、そういったことも教訓としながら、また改めて市町村と細やかな情報交換をして、子どもたちの支援に支障がないように、こちらの方からも気をつけて情報のやり取りをしていきたいと考えている。

○池田委員 やはり様々な家庭環境があるので、子どもたちに本当に寄り添って対応し

てあげていただきたいと思う。よろしく願います。

○野津教育長 今の最後の件について、私も前職で経験しているが、小さな子どもだけが残されるという環境については、基本的には市町村の対応ということで整理をしている。知事部局の健康福祉部から市町村にそういう説明がしてあり、それで対応してもらっている。親戚を探して預かっているという例もある。今の海士町については、島前3町村はたまたま私と健康福祉部長と2人で町村長に説明に行った。そういうことについても、一義的には、町や村の方で対応いただきたいというお願いを去年の段階でしていたが、おそらく初めてのケースで、町自体が混乱してしまったと思う。その点については、もう一度健康福祉部に私の方から念押しをしておこうと思う。

○朋澤委員 9ページの④番「島根県幼児教育振興プログラム」の策定について、令和2年4月に策定していただいて、現場にもそれぞれ配っていただき、見せていただいた。小学校のスタートカリキュラムとともに、幼児教育学習センターから保育所の方にも指導等にきていただいて、保小の連携も含めて、幼児教育振興プログラムが進んでいるのを実際に現場でも感じている。プログラムの紙面だけを見たのでは、ちょっとなかなか難しく、わかりにくいところもあるが、実際に幼児教育学習センターの方から指導に来てお話をさせていただくことにより、また、小学校の先生とつながることによって、就学前の事業所もプログラムの内容を徐々に理解して、子どもたちの就学前のところでの教育の質の向上にそれぞれ努めているということ、現場の人間としてここでお知らせをしておきたい。就学前の子どもたちを預かる機関として、意識して活用させていただいているということをお報告しておく。

また、43ページの不登校対策推進事業のところ、わからないことがあるのでお伺いしたい。成果のところにある連絡調整員事業が、どういう事業であって、どのようなものであるのか教えていただきたい。それから、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、とあるが、島根県の不登校児童生徒の実態について教えていただければと思う。

○野津子ども安全支援室長 不登校に関する件について、まず連絡調整員事業についてだが、この連絡調整員というのは、途中で退学することになったり、そこに至った生徒に対して、そこから自立支援のために関係機関につないでいく。学校とそういう関係機関・との間をつなぐ役目をされる方が連絡調整員である。この連絡調整員の方を、県内の県立高校2校に4名配置をしているというものである

続いて、不登校児童・生徒の実態ということだが、数としては、島根県の不登校の児

童生徒が近年増加をしているということである。全国的にも、不登校数が増加しており、島根県も同じように近年増加傾向である。実態としては、それぞれ様々であり、理由としては複合しているように思う。たとえば家庭の問題に起因すること、友人関係での悩み、学業の不振、様々なものが複合しているということである。

○木原参事 幼児教育振興プログラムであるが、昨年度に策定して以降、様々な研修の場で活用させていただいており、コロナの影響もあって対面型や集合型の研修などは十分にできない部分もあるが、いろいろなところで活用いただいて、具体的な取組などについて話ができる材料になっていると聞いている。幼児教育については、小学校への接続ということを考えても、非常に重要な教育だと我々も考えており、ぜひとも円滑な小学校への進学に向けた取組につながるよう、今後ともプログラムが活用していけるように取り組んでいきたい。

○朋澤委員 今の幼児教育振興プログラムについては、保育所の中でも教育という部分が今まで以上に重要視されているので、また研修を進めていきたいと思っている。

不登校対策推進事業の方であるが、連絡調整員が県内の2校の県立高校におられることはわかった。今、不登校にしても、引きこもりにしても、私たちは簡単に不登校とか引きこもりと言ってしまいが、各家庭においてはそんな簡単なことではないし、実際、子どもにとっても、引きこもりの大人の方にとっても本当に大きなことだと思う。ちょっと考えただけでもしんどいと思うが、そのあたりは学校の担任の先生だけではなかなか対応されづらいこともあるかと思う。先ほどの説明でも、原因についてはとても多様化、複雑化しているということだが、確かにそうだろうと思うので、担任の先生、管理職の先生、またコーディネーターの先生含めて、いろいろな角度から、子ども、家庭を支援していただける手立てについて、私も含めて考えたいと思うし、考えていただきたいと思う。今、文科省からの言葉で、再登校だけがゴールではないというような表現もみたような気がしており、不登校になった子どもにとって、学校に行くことが絶対ではないというような社会の傾向もあるのかなとは思っている。ただ、それでも学校に行くというのは、学習だけではなく、仲間づくりや出会いの場ということを含めると、やはり不登校になられる前に、少しその芽を見つけられたときに、学校の方で、また、家庭の方でも対処ができるような手立て、仕組みを見つける目というのがあればいいと思っている。あまり簡単に不登校とか引きこもりというような言葉が飛び交う社会になっているような気がして、しんどいなと思っている。島根県についても増加傾向にあるということもあるので、対策、対応をお願いでき

たらと思っている。

○野津子ども安全室長 県としても、未然防止に努めること、安心できる学校、居場所がある学級づくりをまず心がけて、初期対応を早いうちから行い、不登校、長期欠席にならないようにしていくことが大事だと思っている。学校の教員だけではなかなか対応できない部分があると思うので、スクールカウンセラー等の力を借りて、ケアをしながら対応を図っていく。

○林委員 22 ページ悩みの相談事業のところ、2の(1)、(5)でSNSによる悩みの相談とあり、ここ数年ラインを使った相談の体制をとっておられるかと思う。年によっては夏休み中、又は2学期始まってからということだったと思うが、今年度はどのような形で取り組んでおられるか教えていただきたい。

○野津子ども安全支援室長 今年度は4月5日から始めており、3月25日までの予定で実施をしている。対象は中学生、高校生である。

○林委員 実際、年々SNSの相談窓口の方も件数が増加傾向にあったと思うが、今年度はどうか。かなり年間を通して相談があるのか。

○野津子ども安全支援室長 実は4月が非常に多く相談があり、心配していたが、そのあとは減少傾向で、7月あたりは少ない状況ではあった。

○真田委員 55 ページの教職員の人材育成というところであるが、これから学校もいろいろ変わっていくということで、教員の人材の育成というのが大変大きな問題だと思う。併せて人材の確保ということが、非常に重要になってくるのではないか。そういう意味でいろいろ事業をやっていただいているが、免許の更新制について、やはり参加対象の方に聞くと、大学に申し込んでも自分が取りたい科目が取れないとか、経費の問題もあって更新をやめてしまわれる方があると聞いている。その中で、やはり少し軽減をしてあげるとか、取りやすい状況を作っていくことが必要だと思うが、現在の免許更新の状況はどうか。

○大野学校企画課長 人材確保は、御指摘のとおり非常に深刻な状況であり、中には、免許更新ができていないことを理由にして、なかなか教職に戻れないという方もおられる。その中で、県教委としても、低廉な受講料で受けられる更新講習を実施するなど取組を進めているが、御指摘のとおり、まだまだ枠が足りていない部分もあろうかと思うので、大学と連携しながら何ができるか考えていきたいと思う。また免許更新制については、国の方で大きな制度改正の動きもあると聞いており、その状況をフォローしながら、教員の負担にならず、一方では資質向上がしっかり図られるような仕組みを考えていきたいと思っ

ている。

○真田委員 もう1点、こうしてコロナが非常に感染拡大していく中で、県立高校だけでなく、私立の高校とも連携しながら対応していかないといけないのではないかと思うが、所管が違うというところもあってなかなか大変だと思う。67ページに私立学校への支援ということもあるが、たとえばどのように連携をとっているのか。

○大野学校企画課長 コロナ対策については、当然、県立だけでなく、私立、それから市町村立の小・中学校も含め、学校全体としてしっかり対応していく必要があると思っている。我々が県立学校に対して通知などを出したり、個別の対応をする際には、必ず私立学校を所管している総務部にも情報共有し、また市町村教育委員会にも情報共有するという形で足並みの揃った対応につながるように配慮しているところである。

○真田委員 たとえば通知文などが、市町村立の学校に速やかにに行くようにお願いします。どうしても間に2クッションぐらい入るので、現場の学校へ着くときには、時期が随分遅くなっているということを管理職の方からも聞く。なかなか大変だと思うが、可及的速やかにそういう必要な文書が県から届くように、少しルートなども考えていただければと思う。

○野津教育長 私から補足する。私立高校へのコロナに関する支援であるが、特に知事の方も意識しており、公私関係ないということで、特に私立高校でも大きなクラスターがでたということもあり、先ほど課長が言ったあらゆる対策のノウハウを提供したり、報告書にあるような支援について、実際、経費的にもかなりの額を私立高校に投じている。そのこの公私の隔たりというのは、県全体として扱いの差はないという形になっている。

○河上委員 48ページの外国語指導助手招致事業についてお伺いする。コロナの影響で入国できない指導助手が実際いらっしゃるのではないかと思うが、今の状況で全校の配置がきちんとできているのか教えていただきたい。

○木原参事 外国語指導助手の配置であるが、ちょうど7月から8月にかけてが契約の更新の時期であり、この更新によって新たに外国からおいでになる方について、人は決まっているが、なかなかこちらにおいでいただけないという状況も実際にいくつかある。以前に比べると、入国も可能な状況になってきつつあるので、若干遅れ気味ではあって、更新によって新しい方がおいでになるところ、まだ数名の方が来日できていないところもあるが、見通しとしては、やがて状況が改善すればおいでいただけるようになるのではないかと考えているところである。

報告第 21 号 令和 3 年 7 月及び 8 月の大雨、台風に係る被害状況と対応について（総務課）

○小畑総務課長 資料 3 の 1 ページを御覧いただきたい。令和 3 年 7 月及び 8 月の大雨・台風に係る被害状況と対応についてであるが、資料の内容に入る前に簡単な概略を説明させていただく。このたびの大雨被害は、皆様御承知のとおり、7 月 6 日から中国地方付近への梅雨前線の停滞により、降雨が長く続き、かつ量も多く、併せて線状降水帯が 7 月 7 日県東部地区、8 月 9 日隠岐地区に発生し、台風 9 号の接近や台風直後の前線の停滞なども重なり、全県にわたって、浸水被害や土砂災害など多くの災害が発生した。県では、この間、被害状況や対応について防災部でとりまとめ、連日報道発表していたが、本日はその発表内容から教育委員会に関係するものを御報告するものである。そのため、本日の報告資料の構成がその報道発表と同じ括りとなっており、3 の 1 ページからⅠとして「7 月 6 日からの大雨に係る被害状況と対応」、3 の 5 ページからⅡとして「台風 9 号に係る被害状況と対応」、3 の 7 ページからⅢとして「8 月 12 日からの大雨に係る被害状況と対応」、以上の 3 部に分けてまとめている。御確認いただくにあたり御承知おきいただきたい。

3 の 1 ページから、被害が発生した施設ひとつひとつの御説明は割愛させていただくので、あとで御確認いただきたい。ここではトピック的な内容をいくつか御説明する。7 月 6 日からの大雨については、台風 9 号や 8 月 12 日からの大雨と違って、学校が夏休み前であった関係上、3 の 1 ページにあるように臨時休校や、3 の 3 ページ以降のように始業時間、終業時間を変更するなどの対応を行われたところである。

施設の被害については、3 の 4 ページから 3 の 8 ページに載せているとおり、学校施設、社会教育施設や文化財に被害があった。内容としては、建物への浸水、施設内あるいは、施設付近の法面の崩落、倒木、屋根などの施設破損などがあった。施設被害への対応については、本日の報告第 22 号で、大雨被害への対応に係る補正予算を説明することとしているが、引き続き学校活動への影響などを踏まえて、検討し対応していきたい。

また、被害対応として、被災した児童生徒へのカウンセリングや県立学校の授業料等免除、特別支援学校の就学奨励費など、対応できる体制をとり、新聞や県のホームページで引き続き周知を図っているところである。本日時点で報告があった対応実績としては、

7月6日からの大雨被害に係り、被災した児童生徒へのカウンセリングがあったと報告を受けている。この点についても、引き続き体制をとっていく。

○林委員 8月に入ってから、なので夏休みに入ってからとなるが、台風9号とそのあと大雨による被害が出ていた。この時期ちょうど学校も閉庁の時期に重なっていたと思うが、特に県外生について、感染の増加もあって、もしかすると帰省の自粛をされた生徒もいたと思う。隠岐や邑智郡など、県外生が多い地域でも避難指示等があったが、そのあたりは特に問題等はなかったか。

○小畑総務課長 県外生を受け入れている寄宿舎について、閉寮中の対応である。寮生に対しては帰るなという強制はしていないため、帰省をする生徒、しない生徒がある。こちらに滞在する生徒、あるいは帰省してこちらに戻ってくる生徒への対応を、学校の方に周知徹底し、そういう対応が生徒に伝わるようにしたところである。そうした施策を生徒たちが利用するかどうかということはあるが、こちらの対応としては、それらについて周知したということである。

○大野学校企画課長 県外生の帰省については、コロナの関係もあり、なるべく帰省を控えていただくようにということをお願いをしている。各学校における対応の状況も7月16日時点で調査した。全体で寄宿舎生が951名おられて、そのうち県外に帰省する予定の方が、その時点では437名という状況であった。その後さらに感染が拡大して、県として、県費で宿泊施設を確保するという対象についても、従来、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発せられている地域などに限定していたが、県外全域についてそういう支援を行うということを出したので、おそらくこの7月16日時点よりも帰省された生徒というのは減っているだろうと思っている。今、学校を通じて実績を把握しているので、その状況を取りまとめ次第、報告をさせていただきたいと思っている。

○林委員 ここ数年、かなり大きな災害というのもある。それが学校であったりということで、どなたか職員がいる状況ならよいが、今回お盆にこうしたことがあったので、今後も生徒が不安にならないように、また、マニュアル等がしっかりできて、それが徹底されるような周知をお願いします。

○木原参事 特に夜間など、緊急事態で避難指示などがもし出た際に、寮に関して、生徒たちの対応をどうするかということも非常に心配な部分である。寮が開いているときには、教員は必ず舎監で泊まっているので、夜間であれば、その舎監の方で、避難が必要となれば避難所に生徒を誘導するという事も出てくるであろうし、避難せず各寄宿舎で待機す

るということであれば、安全面に十分配慮しながら、教員の方でしっかりと対応することになるかと思う。今後もどういう時期に、どういった災害が起こるかわからないが、各学校で、それぞれ滞在している生徒の安全をしっかりと確保するように対応を取っているので、また改めてそのあたりを確認していきたい。

○真田委員 そろそろ、県立学校も始まりかけていて、補習、授業等も始まるのではないかと思うが、今JRが運行していないなど、9号線が寸断されているのではないかと思う。その辺で学校としてどういう具合に対応しておられるか、教えていただきたい。

○木原参事 9号線が今不通の状況であるが、並行するバイパスは通れるという状況である。それから山陰線も不通の間は代替のバスを走らせて、ダイヤは連動しないようであるが、交通の手段は確保されているようである。今の学校の通学などに影響が生じているかどうかというところは、こちらの把握が十分できていないが、何か非常に大きな課題があって、授業を行う上で支障があるという情報は今のところ上がっていない。これから本格的に学校がスタートする中で、必要に応じて学校の方の情報も収集して、我々でできることを考えていきたいと思っている。

○真田委員 特に特別支援学校のスクールバスの運行等のこともあるので、そのあたりも含めて、また確認の上、対応が必要であれば検討していただければと思う。

———原案のとおり了承

第22号 令和3年度補正予算（令和3年7月27日専決処分）の概要について（総務課）

○小畑総務課長 資料の4の1ページをお願いします。この補正予算は、令和3年7月6日からの大雨による被害への対策を講じるためのものである。1. 補正予算の概要であるが、一番下の合計欄のとおり、補正前の額840億3,400万円余を、補正額4,700万の増額により、補正後の額840億8,100万円余とするものである。

続いて4の2ページをお願いします。こちらに2. 課別事業別一欄とあり、該当する教育施設課、特別支援教育課の2課に係る予算ということで説明を載せている。事業の概要については3. 補正項目を御覧いただきたい。まず教育施設課分については大きく2点ある。1点目は、大雨により学校施設に隣接する法面の一部が崩落したため、復旧工事を実施するものである。対象となる学校は出雲高校と三刀屋高校の2校である。2点目は、大雨により学校のグラウンドが冠水したため、そのグラウンドの整地と消毒を実施するものである。対象となる学校は松江北高校と安来高校の2校ということである。2点

合計で4,200万円の補正予算となる。

次に特別支援教育課分については、7月12日朝の通学用務のため運行していたスクールバスが浸水し故障したため修理を行うもので、500万円の予算を計上している。なお、現在は他の特別支援学校のスクールバスを借りて対応しているところである。

○朋澤委員 今のスクールバスの故障修理だが、これは修理か、それとも新規購入か。

○小畑総務課長 修理である。

○朋澤委員 何台かあるのか。

○妹尾特別支援教育課長 修理は1台である。

○池田委員 7月の大雨に関してはこの補正が行われて、8月にもまた大きな被害が出ているが、隠岐の場合はほとんどの小学校、中学校に影響が出ている。去年の大雨の時の災害の復旧がまだされてない状況の中で、今年もということで、学校の場合は本当に急がないといけないと思うが、そのあたりはどうなっているか。

○森山教育施設課長 去年の災害というのは、西郷小学校、中学校であるか。

○池田委員 学校ではなく、道路とか、ほとんどまだそのままのところきて、去年の復旧作業をしていたところの足場が今回の災害でまた流されたり、大変なことになっているという状況で、学校に限らない。

○森山教育施設課長 学校のみしか把握しきれていないところで申し訳ない。このたびの8月の災害については、おっしゃったとおり、隠岐の方も大きな災害が小・中学校であったかと思う。被害状況については、先ほど総務課長から説明した資料にある。基本的には小・中学校については市町村の方で復旧対応をしていただくという状況であるが、国の災害復旧事業の対象となるような事業、比較的被害が大きいものについては、そういった補助の申請ができるように、市町村教育員会に対して助言あるいは情報提供など行っているところである。

○野津教育長 8月の災害に対する予算措置はどういう計画となるか。

○森山教育施設課長 現在、被害額等調査中である。県立学校については、必要な対策をとらなければいけないということで、所要額を予算要求していくという方向である。市町村立については、先ほど申し上げたとおり、基本的には市町村の方で対応していただくことになるが、国の補助事業に該当しそうな大きな災害については、こちらの方から、申請する手続きについて市町村へ情報提供しているところである。

○野津教育長 8月分の復旧が9月補正になるか。

○森山教育施設課長 時期については検討中となる。

○池田委員 まだよくなってないが、学校は始まるわけか。

○森山教育施設課長 そういうことになる。

———原案のとおり了承

報告第 23 号 島根県総合教育審議会委員の改選について（総務課）

○小畑総務課長 資料 5 の 1 ページを御覧いただきたい。この改選は、前委員の任期が令和 2 年 8 月 8 日で満了しており、このたび、資料の 3 に掲げる目的のために、関係条例及び規則の規定に基づき、令和 3 年 7 月 30 日付けで 10 名の方に委員を委嘱したものである。任期は令和 3 年 7 月 30 日から令和 5 年 7 月 29 日までの 2 年間としている。

審議会の目的は記載のとおりであるが、本日の協議事項第 4 号で、点検・評価報告書

（案）の際にふれた意見など、教育の総合的な施策の推進に関する重要事項の調査審議などを行っていただく。委員の方々は 5 の 2 ページに掲載している。また、5 の 3 ページには参考までに根拠法令を掲載している。様々な立場の方から委員を選定させていただいている。

5 の 2 ページの一覧を御覧いただきたい。委員の構成は、左側の号のところ、1 号以下 5 号までである。この枠の中で選定していくこととなり、こちらに掲載の 10 名に委嘱している。参考までに、性別では男性 5 名、女性 5 名、地域別では東部 6 名、西部 2 名、隠岐 1 名、県外 1 名で構成している。このたび委嘱した委員のうち再任となるのは、一覧の「再任」の欄に○印がある方であり、肥後委員以下小川委員までの 4 名である。今回、新たに委嘱した方々は残りの 6 名の方々である。職業等のところで簡単には触れているが、改めて御紹介すると、香川奈緒美委員におかれては、島根大学教育学部の准教授で、小学校教育を専攻されている。専門分野は、教師教育、コミュニケーション学、教育社会学、国際教育などである。県内の高校等で講演などの実績があるということである。秦誠司委員におかれては、安来市教育委員会の教育長である。中村美帆委員におかれては、松江市 P T A 連合会にも所属されているが、島根県 P T A 連合会で家庭教育委員会の委員長をなさっている。この総合教育審議会のほかにも県の委員をなさっており、島根県社会教育委員もされていると聞いている。前澤信也委員におかれては、浜田商業高校 P T A にも所属されているが、島根県高等学校 P T A 連合会副会長でいらっしゃる。西部ということで、その代表としての視点で、これからいろいろ審議いただくようになると考えている。木村

悦子委員におかれては、松江市で青少年の抱える様々な問題の解決や自立支援に取り組んでいる特定非営利活動法人Y Cスタジオの理事長を務めていらっしゃる。Y Cスタジオは、2004年3月に設立されたものであり、そこで活動をされている。谷本祐一郎委員におかれては、株式会社ベネッセコーポレーションの教育情報センター長を務めていらっしゃる。大学入試や教育改革についての動向、全国の先進的な高校の指導事例などに精通されている。先ほど新たに委嘱した委員と御紹介した6名のうち、木村悦子委員におかれては、過去、平成15年6月から平成17年3月に1度、この総合教育審議会の委員を務めておられる。

———原案のとおり了承

報告第24号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○小畑総務課長 6の1ページを御覧いただきたい。今回御報告するコロナ対応については大きく2点である。1点目は、前回の会議で御報告した特別支援学校教職員へのコロナワクチンの職域接種の実施状況。2点目は、コロナに係る緊急対応予算による対応の実施状況である。

まず、1. 特別支援学校教職員への新型コロナウイルスワクチンの職域接種である。前回、7月7日の教育委員会会議において、この特別支援学校教職員への職域接種について、接種理由や接種方法、実施期間などの概要を御報告させていただいた。このたびは、その実施の現状について説明させていただく。警察業務関係職員及び特別支援学校教職員について、市町村が進める住民接種に影響を与えない体制、規模の範囲内で職域接種を実施した。なお、前回の会議で説明した県立特別支援学校以外の医療的ケアを必要とする児童、生徒に関係する教職員1名も予定どおり接種している。県立中央病院を会場として、こちらに書いてある期間で、土曜日、日曜日を利用して実施している。県立中央病院の医療従事者により接種いただき、会場運営は、県警とともに県教育庁の職員が、保健師を含めて対応している。接種者数については、対象人数約1,000名に対して621名である。なお、621名に関して、ほとんどが2回接種済みだが、一部、僅かながら体調不良等で実施期間内に2回目の接種を受けられなかった方がおり、それを含めた人数となっている。その2回目を受けられなかった方については、予備日を確保して対応するというところで調整したところである。

次に2. 新型コロナウイルス感染症対策調整費による対応を御説明させていただく。

この予算は、総務部財政課において、新型コロナウイルス感染症の影響により緊急的に対応が必要な支出に備えるため措置されているものである。本日は、この予算を使った教育委員会関係の案件を御説明する。

まず、(1) 県立高校寄宿舎生（県外出身者）への対応である。昨年度から数えると今回で6回目の対応となるが、夏休みで閉寮する中、帰省を行わなかった生徒の滞在場所として、また、帰省先の県外から帰寮する前に、一定期間、健康観察を希望した生徒の滞在場所として、それぞれ宿泊施設を確保するものである。なお、食費は自己負担となるが、宿泊施設を利用する費用をみるものである。執行見込額は2,700万円余である。

(2) 感染症対策のための学校施設修繕である。県立学校の校舎等の維持管理において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を適宜講じているところだが、その効果をより高めるための設備、たとえば換気対策、密回避の対策などを実施している。具体的には、資料にあるように、江津工業高校のトイレの増設以下4件である。執行見込額は合計で4,300万円余である。

(3) 古代出雲歴史博物館における感染症対策である。古代出雲歴史博物館における感染症拡大防止対策を強化するため、国の補助制度を活用して、換気対策や密回避等に必要環境整備を実施する。具体的には、換気対策として、講義室等における空気清浄機の整備やエアコン改修、密回避策として、講演会の映像配信のための機器整備や検温のサーモグラフィの増設を実施する。執行見込額は300万円。財源として、事業費の2分の1に国庫補助金の充当を予定している。

(4) 特別支援学校高等部における教員用端末の整備である。新型コロナ感染症の拡大が続く中、休校時の遠隔授業などを想定し、先行して、指導に当たる教員用の端末整備を行う。整備予定台数は355台であり、執行見込額は3,000万円を計画している。

(5) 隠岐地域における県立高校寄宿舎の静養室の確保である。この案件は、前回7月7日の教育委員会会議で報告させていただいたものの事業費を増額するものである。前回は概算の事業費で報告していたが、実際に設計を進める中で、隠岐地域における資材や輸送費など、想定していた金額より建築費用が大きくなる見込みとなったため、増額をする。この件は、濃厚接触者が宿泊する施設等の確保や、緊急な本土への移送が困難であるなどの離島固有の課題への対応として整備するものであることから、個室数など当初の仕様を変更せずに執行できるよう、事業費を増額するとの対応をとるものである。既に報告した6,000万円から4,700万円増額し、1億700万円とするものである。

———原案のとおり了承

報告第 25 号 公立学校施設の耐震化の状況について（教育施設課）

○森山教育施設課長 資料 7 の 1 ページを御覧いただきたい。例年、文科省においては、4 月 1 日現在における耐震化調査を行っている。資料は、今年度の調査結果をまとめたものである。

まず 1 が構造体の耐震化率である。（1）高等学校については、この表の耐震化率 C という欄があるが、令和 3 年度で耐震化率は 100%となっている。次に（2）の特別支援学校についても同様に、対策が完了していることから、耐震化率 C の欄は 100%となっている。次に（3）の公立小中学校及び義務教育学校であるが、耐震化率 C 欄は、令和 3 年度は 98%で前年度から 0.8 ポイントアップしているが、まだ対策が必要な状況となっている。この市町村の内訳を次の 7 の 2 ページに載せている。市町村別耐震化の状況の表になるが、左から 3 列目の令和 3 年度の耐震性がない棟数の列の下、県全体で 6 市町村に 18 棟が残っている状況である。次に（4）公立幼稚園だが、耐震化率 C 欄は 98.6%となっており、対策が完了していない建物は残り 1 棟という状況である。

続いて 7 の 3 ページ、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策である。（1）の高等学校については、表の右端になるが、吊り天井・照明・バスケットゴールの 3 つの非構造部材の対策の実施率 E 欄は 100%である。昨年度当初のところでは照明の対策が残っていたが、昨年度中に全ての対策を完了した。次に（2）の特別支援学校であるが、これについても、昨年度照明器具の対策を完了したことにより、実施率 E 欄は 100%となっている。（3）公立小中学校及び義務教育学校であるが、表の中ほど、吊り天井の対策の実施率 C 欄は 96.5%、それから照明、バスケットゴールを含めた実施率 E 欄は 73.2%、いずれもまだ対策が必要な状況となっている。（4）の公立幼稚園は調査対象となる施設はない。

調査結果は以上になる。全体的に市町村において対策が必要な箇所がまだ残っているが、この要因については、各市町村の財政運営の観点からなかなか一度に整備することが難しく計画的に整備をしているということとか、それぞれ自治体における今後の学校施設の新築・増築等の計画を調整中であることとか、そういったことが既存の施設に影響している状況と伺っている。県としては、市町村の対策が可能な限り早く進むように、必要な助言や情報提供を行っていきたいと思っている。

○真田委員 7の2ページの市町村別耐震化の状況のところ、出雲市の表の見方を教えていただきたい。令和3年、令和2年というのがある、その次に全棟数は▲3、耐震性がない棟数は▲4になっているが、これは令和3年が6で、令和2年が10なので、残り耐震性がないのが4だということになるのか、そのあたりの見方を教えていただきたい。

○森山教育施設課長 御質問であるが、出雲市について、耐震性がない棟数が▲4というのは、耐震性のない棟数が4つ減ったということで、令和2年度に4つの建物について耐震対策をしたということである。具体的には、檜山小学校と東小学校が統合したこと、また、鰐淵小学校と第二中学校は耐震補強をしたということで、これは合わせて4つの建物の耐震対策を済ませたと考える。全棟数が3つ減ったというのは、檜山小学校が統合になったことで2つ建物が減った。それから東小学校もこの統合の関係で3つ建物が減った。合計で5つ建物が減っているが、逆にこれらの小学校が統合して朝陽小学校という学校ができたことで、増えた建物が2棟ある。その差し引きが3棟、つまり棟数としては3棟減ったということで、統廃合が関わっているものと考えていただければと思う。

○真田委員 わかった。ということはまだ耐震性がないものが6棟残っているということか。

○森山教育施設課長 そうである。ちなみに出雲市では令和5年度中に耐震化が全て完了する見込みだと聞いている。

———原案のとおり了承

報告第26号 令和4年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第1次試験の結果について（学校企画課）

○大野学校企画課長 お手元の資料の8ページを御覧いただきたい。令和4年度公立学校教員の採用に向けた選考試験、1次試験の結果の概要を御報告する。冒頭記載のとおり、今年の7月11日に県内2会場及び大阪会場で1次試験を実施している。1次試験は一般教養、教職教養、専門教養の筆記試験を行っている。その結果概要は表にまとめたとおりである。まず一番下、合計の欄を御覧いただきたい。令和4年度の採用予定数が282名、これに対して試験の出願者が全体で1,015名であった。このうち一時試験を全部免除される対象が45人、また注で記載のとおり辞退者、欠席者が104名おられたので、1次試験を実際に受験された方が866名である。このうち選考の結果、合格となったのが664名、この664名に1次試験の免除者45名を加えた709名が2次試験に進まれたと

いう状況である。採用予定者に対する割合で見ると約 2.5 倍という状況である。内訳は上の段に順次記載している。採用予定者数と 2 次試験に進んだ方の数の部分だけ御紹介する。小学校が 135 名の採用予定に対して 2 次に進んだのが 264 名、倍率で見ると約 2.0 倍である。中学校は 70 名の採用予定に対して 2 次試験に進んだのが 188 名、倍率で見ると約 2.7 倍である。高校が 38 名の採用予定に対して 2 次に進んだのが 153 名、倍率で見ると約 4.0 倍である。また特別支援学校では 25 名の採用予定に対して 2 次に進んだのが 41 名、養護教諭が 10 名の採用予定に対して 2 次に進んだのが 54 名、栄養教諭は 1 名の採用予定に対して 2 次に進んだのが 8 名、それから障がいのある方を対象とした選考枠は 3 名の採用予定に対して 2 次に進んだのが 1 名という状況である。2 次試験については、参考に記載しているが、8 月 16 日から 8 月 23 日日本日まで実施している。小論文、面接、実技などを行っており、今日中に全ての日程を終える予定である。今後、選考作業を進めて、最終的な結果は 10 月 6 日に受験生に通知をしたいと考えている。

———原案のとおり了承

報告第 27 号 令和 4 年度県立学校校長職及び教頭職に係る採用・昇任候補者選考試験の実施について（学校企画課）

○大野学校企画課長 お手元の資料の 9 の 1 ページを御覧いただければと思う。令和 4 年度に向けた県立学校の校長職・教頭職に係る選考試験の実施の概要を御報告する。基本的に昨年度と同様の内容で実施するものである。

まずスケジュールとしては、9 月 22 日から 10 月 5 日までの間、出願を受け付け、筆記試験を 11 月 9 日、面接試験を 12 月中下旬に実施予定である。

試験会場は 2 に記載のとおり、筆記、面接ともに、松江と浜田 2 会場に分けて実施をする。

3 試験内容であるが、校長職、教頭職ともに筆記と面接を行う予定にしているが、筆記試験の内容が若干異なっている。校長職については、学校経営、学校管理、学校教育等に関する論文試験、教頭職については、教育法規、学校管理、学校教育等に関する記述試験ということで、教頭職の方は、若干基礎的な知識も含めて問う試験にしている。面接は共通であり、学校経営、学校管理、学校教育等に関する内容で実施予定である。

次に 4 受験資格である。まず校長職については、アとイの 2 つの要件を定めている。アは現在どういう職にあるかという要件であり、①の県立学校の教頭のほか、②、③に記

載の教頭級にある者、このいずれかに該当するということを要件にしている。それからイは年齢と経験年数であるが、59歳未満、教頭2年以上の経験ということを要件にしており、この全てを満たすことを求めている。なお、この教頭としての経験には、教育委員会事務局等職員としての経験や主幹教諭としての経験も考慮するというようにしている。

(2)が教頭職の受験資格である。冒頭記載のとおり、県立学校の教諭採用区分又は養護教諭の採用区分に籍を有するということを前提にして、アとイの要件を満たすという必要がある。アは校長と同様、現在どういう職にあるかということで、①の県立学校、市町村立学校、島根大学附属学校の教諭、養護教諭もしくは②、③に記載の職員、このいずれかに該当するということを求めている。イについては年齢、これまでの経験であるが、満47歳以上59歳未満であること、また②に記載のように県立学校教育職員人事異動ルールにおけるへき地勤務などを既に終了しているか、現在の勤務校で終了する者のうち所属長が推薦する者という要件がある。また、③としてこちらに列挙した主任の経験者であること、また、④として養護教諭については5年以上県立学校の養護教諭の経験を有するということを要件にしており、これらを全て満たすことを求めている。

5に記載のとおり、選考に当たっては、勤務実績を十分に考慮すること、その際、勤務評価を参考資料として活用することとしている。選考結果については令和4年1月下旬に本人及び所属長に通知をすることとしている。参考に記載しているが、今年度末、校長・教頭級の退職予定は、校長級で10名、教頭級で3名と、昨年と比べると校長級の退職は少し少なくなっている。こうした人数などを考慮しながら、最終的な合格者、名簿登載者を決定していきたいと考えている。優秀な人材にできるだけ多く受験していただけるように、各学校長を通じて積極的に声がけを進めていきたいと考えている。

———原案のとおり了承

報告第28号 令和3年度松江市内全日制公立高校入学生の進路選択に係る意識調査結果概要について（学校企画課）

○中西県立学校改革推進室長 資料10の1ページを御覧いただきたい。1 調査目的であるが、まず松江市内県立高校普通科の通学区を撤廃した令和3年度の市内全日制公立高校の入学生の進路選択に係る実態把握を行うこと。2点目として、その実態把握を通して今後の施策の検討に資するということである。

2 実施期間と調査対象である。実施期間は令和3年6月1日から30日、対象は松江

市立皆美が丘女子高校を含めた市内全日制公立高校入学生 1,279 名である。これらの生徒に対して、主にしまね電子申請サービスを用いて実施した。回答数は 1,076、回収率は 84.1%である。なお、実際の質問については、10 の 9 ページから 12 ページに参考として紙ベースの資料を付けている。また、10 の 13 ページに参考 2 として令和 3 年度の入学者選抜の状況を掲載しているのので、併せて御確認いただきたい。

10 の 1 ページにお戻りいただきたい。3 主な質問項目の回答結果である。ここでは主な質問項目と回答結果を県立高校分のみについて掲載している。なお、それぞれの回答結果のグラフにある%の数値は、注意書きにあるように、四捨五入の関係上、合計が 100%にならない場合がある。また、未回答者数は母数から除いて算出しているのので、御承知おきいただきたい。(1) 現在通っている高校を選択した理由について、結果のグラフに続けて 10 の 2 ページに概要を記載している。「自宅から近いから」については、「非常にあてはまる」「あてはまる」と回答した生徒の割合は、普通科高校で 57.7%に対し、専門高校は 22.4%と、普通科高校で高い傾向にあった。また、普通科高校では「大学等への進学(受験)指導が充実しているから」について、「非常にあてはまる」「あてはまる」と回答した生徒の割合が 82.5%と高く、専門高校では「就職指導が充実しているから」について 61.6%と高い結果になった。また、特に専門高校においては「学びたい授業内容があるから」や「学校が楽しそうだったから」についても、ともに 70.0%と高い結果となった。「学校の特色や独自の取組に魅力を感じたから」については、同じく「非常にあてはまる」「あてはまる」と回答した生徒の割合は、普通科高校が 48.6%、専門高校が 52.9%という結果であった。引き続き各校の魅力化を進めるとともに、特色をわかりやすく伝えていくことが必要と考えている。

10 の 4 ページを御覧いただきたい。(4) 高校について情報を得る上で参考にしたものについてである。補足事項として、令和 2 年度の状況を記載しているのので御参考いただきたい。情報を得る 10 種類の手段に対する回答結果を 10 の 4 ページから 10 の 6 ページにかけてグラフで示している。概要としては、「高校のオープンスクール」については、「非常にあてはまる」「あてはまる」と回答した生徒の割合が最も高い結果となった。「中学校での高校による学校説明会」や「高校の学校紹介 DVD」についても同様に、普通科高校、専門高校ともに高い割合となっている。「高校のホームページや学校案内」については、「非常にあてはまる」「あてはまる」と回答した生徒の割合は、普通科高校が 64.5%。専門高校が 79.1%とともに高かったが、特に専門高校でその傾向が

顕著であった。

10の6ページ、(5)普通科3校の特色・魅力の明確化と通学区撤廃について、自分の考えにもっとも近いものについてである。この質問については、通学区撤廃が直接関係する普通科高校分についてその結果を示している。概要を10の7ページから10の8ページにまとめている。通学区撤廃の趣旨のひとつである受検機会の拡大について、「進路選択と住所との関係がなくなり、志望できる高校の選択肢が増えてよかった」という考えに対しては、「非常にあてはまる」「あてはまる」と回答した生徒の割合は50.8%だった。また、もうひとつの趣旨である主体的な進路選択については、「中学校での勉強や様々な活動に、前よりも積極的に取り組まなければいけないと思った」「自分の生き方や進路目標を早くからしっかりと考えて、決めていかないといけないと思った」という考えに対して、「非常にあてはまる」「あてはまる」と回答した生徒の割合は、それぞれ60.4%、54.7%という結果であった。普通科3校の特色化、魅力化に関して、「各高校の特色や魅力が明確になってよかった」という考え方に関しては、「非常にあてはまる」「あてはまる」と回答した生徒の割合は50.5%という結果であり、引き続き魅力化、特色化の取組を推進していく必要があると考えられる。高校入学者選抜について「受検競争が激化して、自分の行きたい高校に合格できなくなるかもしれないと思った」という考えに対しては、「非常にあてはまる」「あてはまる」と回答した生徒の割合が57.1%であり、生徒の中で、入学者選抜に際し一定の不安感があったことが窺える。なお、補足になるが、今回の調査回答にある選択肢の中の「どちらでもない」又は「あまりあてはまらない」「あてはまらない」といった回答については、質問項目によっては、単純に否定的な意味合いで回答されたものだけではない可能性があることにも留意する必要があると考えている。たとえば、通学区撤廃について、10の6ページにあった「進路選択と住所との関係がなくなり、志望できる高校の選択肢が増えてよかった」という考えに対して、「あてはまらない」と回答した生徒の中には、志望校が従来の通学区内にあった生徒や、通学区撤廃に関わらず志望校をあらかじめ決めていたというような生徒もいた可能性があるなど、自身の進路選択とこのたびの通学区撤廃の評価を直接結びつけて回答していない生徒も一定数存在することが推測される。以上のことから、そうした点を踏まえながら、今回の調査結果について慎重に考察するとともに、通学区撤廃が中学生の進路選択にどのように作用したかという点について、今後も時間をかけながら引き続き検証していきたいと考えている。

———原案のとおり了承

報告第 29 号 文化財（登録有形文化財）の登録について（文化財課）

○中島文化財課長 資料 11 ページをお願いします。7 月 16 日に開催された国の文化審議会で島根県内の 2 件の建造物について、登録有形文化財にするよう答申があったので報告する。今後これらは官報告示を経て正式な登録となる。

2 件の建造物はいずれも松江市美保関町美保関にある建築後 50 年以上を経過した木造建築である。1 の（1）旧濱中屋船宿（福間館別館）は、美保関の集落の東の端に位置しており、北前船で栄えた時代には船宿として使われていた木造 2 階建ての建物で、明治 44 年頃の建築とされている。外観に棧瓦や焼杉の板壁を使用し、2 階の建ちの高い整った座敷から美保湾を眺望できるなど、船宿の特徴を残している。（2）三代家住宅主屋は、青石畳通沿いに位置しており、かつて廻船問屋が立ち並んでいた当時の面影を伝える木造 2 階建ての建物で、現在の建物は昭和 5 年に改修されたものだが、江戸時代末期 1862 年（文久 2 年）の棟札が残っていることから、当初はその頃に建てられたと推定されている。外観に棧瓦や板壁、格子窓を使用するなど、美保関の町家の特徴をよく表している。これら 2 件の建造物は、いずれも日本海海運の拠点であった美保関の歴史を伝える上で貴重であり、文化財としての価値が高いものとして登録有形文化財とするよう答申されたが、これらが登録されると、2 にあるとおり、松江市内での登録件数は 44 件、県内では 214 件となる。

———原案のとおり了承

野津教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第 11 号 令和 4 年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の実施について（学校企画課）

○大野学校企画課長 お手元の資料の 12 の 1 ページを御覧いただきたい。令和 4 年度の実習助手、寄宿舎指導員の採用に向けた選考試験の実施についてである。この職については、一般の教員等と少し異なることから、従来から別枠で試験を行っているものであ

る。

まず実習助手であるが、業務としては、高校、特別支援学校において実験、実習を行う際にサポートする職員であり、採用の区分として一般、農業、工業、水産など専門ごとに区分が設けられている。年ごとに採用をする専門の部門を変えながら、概ね隔年で実施をしており、今年度は農業の実習助手の募集を行いたいと考えている。

2に記載の通り、農業の実習助手のほか、障がいのある方を対象とした選考も実施する予定にしている。

3 出願資格であるが、地方公務員法の欠格事由に該当しない者、それから(2)で生まれた日を書いているが、年齢に換算すると18歳から49歳という要件を設けている。なお、障がいのある方を対象とした選考については、各種の手帳などの交付を受けているということも要件にしている。

4 採用予定人員であるが、退職者数などを考慮して、農業の実習助手は2名程度、障がいのある方を対象とした選考は若干名ということで予定をしている。スケジュールとしては、9月27日から10月11日まで出願を受け付けており、10月30日に島根県教育センターで試験を実施する予定である。試験内容は専門教養の筆記試験と面接、実技を行う予定である。障がいのある方を対象とした選考も同様である。最終的な選考結果の通知は11月24日に行う予定としている。

続いて寄宿舎指導員である。こちらは特別支援学校の寄宿舎において日常生活上のケア、生活指導などに従事する職である。こちらも概ね2年に1度採用を行っており、今年度募集を行いたいと考えている。

3 出願資格は先ほどの実習助手と同様である。

4 採用予定人数は退職者数など考慮して2名程度を予定している。出願期間、試験日は実習助手と同様であり、寄宿舎指導員の試験内容については、論文、面接、実技、場面指導で構成をしている。試験結果の通知は、実習助手と同様、11月24日に行う予定としている。

本日協議をいただき、議決をいただいたら、速やかに募集要項を作成し、来月の初めには要項の配布を行いたいと考えている。

○真田委員 これはこれでいいと思うが、専門高校の中の商業だけが、実習助手が一般である。専門で商業ということでの採用ということがないが、これから情報等もあって、いろいろ専門的な知識を持たれた方を採用したいといった場合、一般で採るとなかなか

商業に特化した助手がとれないところがあるので、なぜだろうというのはずっと思っている。工業、農業、水産はあって、どうして商業だけないのか、ずっと不思議に思っているので、実習助手の選考のところでも考えていただければと思う。

○大野学校企画課長　なぜ、商業の専門区分が設けられていないのかという理由などをしっかり把握をしたうえで、先ほど御指摘のあった情報など、高度な指導のために必要という実情もあるので、それを踏まえて対応を検討していきたい。

———原案のとおり議決

協議第5号　令和4年度県立高等学校の入学定員について（学校企画課）

———資料により協議

協議第6号　隠岐島前高等学校における学科転換について（学校企画課）

———資料により協議

野津教育長　閉会宣言　16時10分